

資格

1 教育学部独自付与資格（メンター）に関する規定

教育学部では、独自に付与する指導者資格（メンター）が4種類設けられています。

法律に基づく公的な資格ではありませんが、教育職員免許状や保育士資格と組み合わせて取得することによって、付加価値が生じます。

2 資格認定方法

それぞれの資格には、次のような共通の認定手続きが必要です。

- ① 各資格の認定には教育職員2種免許状以上、または保育士資格の取得を条件とします。
- ② 資格取得のための各科目の単位認定条件は、B以上の成績を修めたものに限りします。
- ③ 資格取得を希望する学生は、後記の科目の単位を修得した後、所定の申請書類に記入の上、教務担当の教員に提出します。
- ④ 申請書類の提出後、学部運営担当者会にて可否を審議し、認定可能な場合は書類を主任会へと提出し、最終的な可否を審議します。
- ⑤ 認定が決定し次第、学部長印を捺した認定証を発行し、卒業以降、郵送します。
- ⑥ 認定された資格は、当該学生が中途退学をした場合、または法律・学則に抵触する著しい不行跡がなされた場合には、失効するものとします。

3 認定科目

■ 共通条件……計4単位

全4種の資格認定の共通条件として、以下の4単位を履修してください。

科目名	単位	履修条件	履修単位
インターンシップA	2	必修	2
児童理解と教育相談	2	必修選択	2
幼児理解と教育相談	2	必修選択	

■ 個別条件

① 児童のための英語教育指導者……12単位（計16単位）

科目名	単位	履修条件	履修単位
児童英語リテラシーⅡ	2	必修	2
児童英語リテラシーⅢ	2	必修	2
児童英語コミュニケーション	2	必修	2
児童英語指導論A	2	必修	2
児童英語指導論B	2	必修	2
異文化理解と教育	2	必修選択	2
アメリカの教育と文化環境	2	必修選択	